

F C岐阜シーズンシート会員規約

第1条（会員規約）

このF C岐阜シーズンシート会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社岐阜フットボールクラブ（以下「当社」といいます。）が運営するF C岐阜シーズンシート（以下「本会」といいます。）の購入者が、本会若しくは当社が本会を通じて提供するサービス(以下「サービス」といいます。)を利用する際の一切に適用されるものとします。

第2条（会員）

- 1.本会は、本規約に同意したうえ、所定の入会手続き及び年会費の支払いを行い、当社が入会を認めた方を会員とします。
- 2.会員は、入会申込の時点で、この規約の内容に合意しているものとみなされます。

第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

- 1.当社は本規約及び本会のサービスの内容を、会員の了承を得ることなく、随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。
- 2.本規約及びサービスの内容の変更等に関する当社から会員に対する通知は、本規約第10条に定める方法により会員に対し通知し、通知した時点からその効力を生じるものとします。

第4条（入会の取消し）

- 1.会員に本規約違反、法令違反、他のお客様に対する迷惑行為、会員として不適当と認められる事由があると当社が合理的に判断した場合、当社は、ホームゲームの残試合数にかかわらず、当該会員の会員資格を取消すことができ、以後の本会の入会を禁止することができるものとします。
- 2.前項に基づいて取消した場合、当社は、代金の返還その他いかなる補償も行わないものとします。

第5条（年会費）

- 1.会員は、当社所定の方法により、当社に対し、本会の年会費を支払うものとします。
- 2.年会費は、席種別に応じて別途定めるものとします。
- 3.当社は年会費について会員の承諾を得ることなく変更できるものとします。納められた年会費は当社に帰属し、本規約に定める場合のほか、いかなる理由があろうとも一切返却できません。

第6条（有効期限）

1. 会員資格の有効期限は、当該年次の2月1日から翌年1月31日までの1年間とします。
2. 会員資格は前項で定めた期間とし、翌年以降の本会の入会その他のいかなる権利をも保証しません。

第7条（継続）

1. 当社が指定した期間内に当社所定の継続手続を行うことを当社が第10条の方法で会員に通知したとき、会員は、当該期間内に当該継続手続を行うことにより、前条の有効期間の末日からさらに1年間、当該会員資格を継続することができます。
2. 当社が指定した期間内に第1項の継続手続を行わなかった場合は退会の扱いとなり、一切の諸権利を喪失します。再度会員となることを希望する場合には、新規入会者とし、入会手続を行う必要があります。なお、会員が第1項の継続手続を行わなかったことにより発生した会員の損害について、当社は責任を負わないものとします。

第8条（会員ICカード）

1. 当社が入会を承認する場合、会員毎に、会員番号を設定し、会員ICカードを1枚発行します。但し、会員が当該会員番号を選択することはできません。
2. 会員ICカードは次年度以降も会員資格を継続する場合は当該会員ICカードを継続使用とします。
3. 会員ICカードは、会員本人に限り利用可能とします。
4. 会員ICカードは、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、当該提示がない場合、サービスを受けることができません。
5. 会員ICカードを破損及び紛失等で、再発行する場合は、会員番号が変更になることを承諾した上で再発行手数料を別途負担しなければなりません。また、再発行が完了するまでの間、サービスが利用できない場合があります。

第9条（会員情報カード）

1. 当社が入会を承認する場合、会員毎に、会員情報カードを1枚発行し、以後、会員資格を継続する場合はその都度新しい会員情報カードを発行します。
2. 会員情報カードとは、会員の氏名、会員番号、シーズンシート席種、座席番号(指定席のみ)などを記載したカードです。
3. 会員情報カードは、会員本人に限り利用可能とします。
4. 会員情報カードは、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、当該提示がない場合、サービスを受けることができません。
5. 会員情報カードを破損及び紛失等の理由で再発行する場合は、再発行手数料を別途負担

しなければなりません。また、再発行が完了するまでの間、サービスが利用できない場合があります。

第10条（通知）

当社は、当社の公式ホームページ上での表示、電子メール、郵便物等により、会員に対し随時必要な事項を通知します。なお、電子メール、郵便物等が会員の事情又は会員が使用する電子機器の事情により会員に到達しない場合、当該通知が通常到達すべき時期に当社からの通知がなされたものとみなし、それにより会員に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（保護者の義務）

未成年者の方が入会申込をされる場合には、親権者などの法定代理人の同意が必要です。当該法定代理人は、その会員に代わって本規約第5条に定める年会費の支払い及び、第8条の会員ICカード、第9条の会員情報カードの管理を行って頂くものとします。

第12条（届け出事項の変更）

会員は入会時に届け出た住所、氏名等などの事項に変更が生じた場合はすみやかにこれを当社へ通知しなければならないものとします。入会申込時の届出内容及び変更届出に関する責任は全て会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、郵便物等の不到達その他の不利益について、当社は一切責任を負いません。

第13条（譲渡等の禁止）

会員は、会員番号、会員ICカード、会員情報カード及びその他本規約に基づく会員としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、転売、名義変更、担保に供する、その他第三者の利用に供する行為をすることができません。

第14条（会員情報使用の停止等）

1.当社は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員情報の使用を停止する場合があります。

(1)電話、電子メール、郵便物等の手段により会員と連絡を取ることができない場合

(2)第三者により会員情報が不正に使用されている場合又はそのおそれがあると当社が認める場合

(3)本規約に違反するおそれがあると当社が認める場合

2.当社が前項の措置を取ることにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条（試合の中止・延期）

1.万が一、試合が中止、延期となった場合でも、当社は当該試合に対する返金は一切行いません。順延・変更となった試合のご観戦のみとなります。

2.前項の規定にかかわらず、万が一、試合が中止となり代替試合が開催されなかった場合、又は試合が無観客での開催となった場合、当社が別途お知らせする返金方法及び当社所定の計算方法に基づき返金するものとします。なお、所定の期間内に返金先等の情報をご連絡いただけない場合、返金できない場合があります。

第16条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行わないものとします。

- (1)当社又は第三者の著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する行為、又はその恐れがある行為
- (2)第三者の財産、プライバシー権、肖像権もしくは、その他の権利を侵害する行為、又はその恐れがある行為
- (3)他の会員になりすましてサービスを利用する行為
- (4)当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5)当社又は第三者に不利益や危険性を与える行為又はその恐れがある行為
- (6)本会や試合運営を妨げる行為
- (7)Jリーグおよび当社が定める独自禁止ルール、試合運営管理規定、その他ルールに反する行為
- (8)前各号の行為を第三者に行わせる行為
- (9)その他当社が不適切と判断する行為

第17条（個人情報の取扱い）

1.当社は、取得した会員の情報を当社が別に定める個人情報保護方針(当社 HP:<https://www.fc-gifu.com/privacy/>)に従い取り扱うものとします。

2.個人情報及びサービスの利用に関して取得される情報は、以下の目的に利用します。

- (1)本会の運営・管理および当社が取り扱う商品・チケット情報やイベント情報等の案内
- (2)(1)に必要な範囲での個人情報の第三者への提供(郵送物等の印刷・発送業者、本会サイトのシステム構築並びに運営会社、代金決済時の会社他の照会等、Jリーグ【公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びにその関連会社及び同社の子会社】)
- (3)アンケート調査・データ分析活用ツール(DMP Data Management Platform、MA Marketing Automation 等)を用いたマーケティング活動

第18条（退会）

会員は、シーズン途中で本会を退会することはできず、本規約第5条に基づいて支払われた年会費は、本規約に定める場合のほか、いかなる理由であっても払い戻しはできません。

第19条（反社会的勢力の排除）

本会は会員が各号のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は事前に通知することなくその会員登録を抹消し、当該会員の会員資格を取り消すことが出来るものとします。その場合すでに支払い済の年会費は払い戻しいたしません。

- (1)暴力団又はこれに類する反社会的勢力(以下、「暴力団等」という)に所属する者(以下「暴力団員等」という)
- (2)暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者
- (3)自己又は第三者の利益を図る目的等で暴力団等又は暴力団員等を利用している者
- (4)暴力団等又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者
- (5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6)その他本会の入会を拒否する相当の理由があると当社が判断した者

第20条（不可抗力）

当社は、当社の合理的な支配を超える事由(以下「不可抗力」という。)によって本規約上の義務を履行できない場合（試合が中止となり代替試合が開催されなかった場合、又は試合が無観客での開催となった場合を除く）には責任を負わないものとします。かかる事由は、嵐、台風、洪水、地震、火災などの天災地変、政府機関の行為、法令の順守、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、暴動、テロリズム、ストライキ、ロックアウト、感染症の拡大(対戦相手も含む)等を含み、これらに限りません。

第21条（紛争）

- 1.本会に関して生じた会員間の紛争は、当事者間で解決するものとし、会員は当社に対しいかなる苦情の申し立ても行わないこととします。
- 2.本規約に関して疑義が生じた場合、当社と会員との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

第22条（損害賠償）

- 1.会員は、本会の利用に関して、自己の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に対して与えた損害を賠償する責任を負います。
- 2.会員は、本会の利用に関し、他の会員又は第三者とのクレームや請求又は生じた紛争につき、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第23条（免責）

当社は、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第24条（自己責任の原則）

- 1.会員は、当社の提供するあらゆるサービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
- 2.サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条（管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第27条（その他）

本規約に定めのない事項については、当社において必要の都度定めるものとし、会員はこれに従うものとします。

附則 この規約は、2022年1月17日から施行します。